

[平成19年 第1回定例会]-[03月15日-05号]-P. 234

◎20番 (青山圭一) おはようございます。総務委員会に付託となりました諸案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。(資料編27ページ参照)

初めは、議案第1号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。委員会では委員から、現行の収入役を廃止し、会計管理者を新たに置くとのことであるが、その職務の相違点について質疑があり、理事者から、地方自治法の改正に伴う今回の条例改正は、各地方自治体がみずからの判断で適切なトップマネジメント体制を構築できるよう助役や収入役を廃止するものである。本市では、既に呼称としての副市長が置かれているが、条例上新たに副市長及び会計管理者を設置するものである。また、特別職である収入役を廃止し、一般職公務員として会計管理者を設置するが、内部牽制のための独立性を持たせることを地方自治法第170条で規定しており、会計事務の適正管理に対するチェック機能の権限を有していることなどから、現行制度の仕組みに変更はないと考えているとの答弁がありました。

これに対して委員から、現行制度上、収入役は特別職として議会の同意を得ることで、市長が任意に解職できないものと認識している。しかしながら、本条例改正により新たに設置する会計管理者は、一般職公務員として位置づけられており、必ずしも会計事務の適正管理に対するチェック機能が確保されるとは言えない。よって、本議案には賛同できないとの意見がありました。委員会では、審査の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、議案第2号、川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。委員会では委員から、一般職に任期付職員を導入した理由について質疑があり、理事者から、任期付職員制度については、平成14年に制定され、平成16年に一部改正がなされた地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の制定に伴い、本市においても、平成16年に川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例を制定し、特定任期付及び一般任期付職員について制度導入を図り、あわせて拡大任期付職員及び任期付短時間勤務職員の制度導入の検討を進めてきたところである。今回の条例改正により、一般職に任期付職員を導入した理由として、区役所の窓口の開設時間の延長や大規模イベントの開催など、拡大任期付職員及び任期付短時間勤務職員の制度が想定される業務が増加しており、公務の能率的運営の確保の観点から本制度の導入を図るものであるとの答弁がありました。

次に委員から、拡大任期付職員及び任期付短時間勤務職員の相違点について質疑があり、理事者から、任期はともに原則3年以内である。勤務条件については、拡大任期付職員は、任期の定めのない常勤職員とほぼ同等であること。また、任期付短時間勤務職員は、勤務時間を週31時間以下としていることなどから、社会保険などの適用に相違点があるとの答弁がありました。

次に委員から、職員の部分休業に対する代替措置として、任期付短時間勤務職員を導入する考え方について質疑があり、理事者から、職員の部分休業の制度として、職員の身分を持ちながら大学等に通うための就学部分休業、定年退職を5年後以内に控えた職員に対する高齢者部分休業や育児部分休業制度があり、本市においては育児部分休業を実施して

いるが、1日の休業取得を2時間としていることなどから、現在、代替職員の措置は行っていない。そのため、直ちに制度導入の実施は考えていないが、市民サービス低下の状況が生じた場合には、任期付短時間勤務職員の配置を含め、代替職員の措置について検討していきたいとの答弁がありました。

次に委員から、拡大任期付職員及び任期付短時間勤務職員の制度導入は、人件費の削減などの観点も含め、民間企業で例えるならば、非正規雇用者の増加につながると考える。また、正規職員が減少することにより、市民サービスの低下が懸念される。よって、本議案には賛成できないとの意見がありました。委員会では、審査の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、議案第3号、川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。委員会では委員から、本条例の改正により、職員の昼の休息時間が廃止されることであるが、市民への周知に対する考え方について質疑があり、理事者から、職員の昼の休息時間が廃止されることにより、職員の休憩が12時から12時45分となることから、市政だよりやホームページなど、市民に対する周知に配慮するとともに、職員に対して周知徹底していきたいとの答弁がありました。

次に委員から、休息時間とは、一定の勤務を続けた場合の軽い疲労を回復し、職務能率の増進を図ることを目的として設置されてきたものであり、休息時間の廃止に伴う職員の健康対策に配慮いただきたいとの要望がありました。委員会では、審査の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、議案第4号、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、川崎市特別職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、市長、助役及び収入役並びに常勤の監査委員の期末手当の特例に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第9号、川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について及び議案第20号、包括外部監査契約の締結についての9件であります。委員会では、審査の結果、9件はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、議案第21号、全国自治宝くじ事務協議会への新潟市及び浜松市の加入並びにこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更について及び議案第22号、関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会への新潟市及び浜松市の加入並びにこれに伴う関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部変更についての2件であります。いずれも、新潟市及び浜松市の政令指定都市移行に伴い、全国及び関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約を変更するものであり、2件を一括して審査しました。委員会では、審査の結果、2件はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、議案第23号、川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。委員会では、審査の結果、全会一致をもって同意すべきものと決しました。

次は、議案第54号、平成18年度川崎市一般会計補正予算、議案第56号、平成18年度川崎

市公債管理特別会計補正予算及び議案第58号、土橋小学校の建物の取得についての3件ありますが、委員会では、審査の結果、3件はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願について申し上げます。請願第126号、川崎市全区に情緒通級指導教室の設置と中学校にも通級指導教室の設置を求める請願であります。本請願の趣旨は、市内全区に情緒障害通級指導教室を設置すること及び中学校への通級指導教室の設置を求める内容であります。初めに理事者から、通級指導教室は、通常の学級に在籍しながら、特別な指導を必要とする児童生徒を対象に、教育活動の一部を通級により指導する教室として、言語障害、情緒障害、弱視、難聴、その他特別な教育課程による教育を行うことが適当な者を対象として、学校教育法施行規則に位置づけ、平成5年に国が制度化したものである。

本市における通級指導教室は、制度化される以前の昭和37年に、言葉に関する障害の改善という目標から、上丸子小学校にことばの教室を開設し、一定の曜日の定められた時間のみ通ういわゆる通級制をとり、通常の学級または障害児学級の在籍を問わず、必要度の高い子どもたちの指導を行ってきた。平成5年の制度化に伴い、通級の対象が通常の学級の在籍者に限られたが、小学校の言語障害通級指導教室を平成13年度までに全区に1校設置し、情緒障害通級指導教室を、平成12年度に菅小学校、平成16年度に久本小学校、平成17年度に川崎小学校に設置をした。さらに、平成18年度には、聾学校に難聴通級指導教室を設置するとともに、平成16年度より特別支援教育体制充実事業を推進し、各学校における特別支援教育に関する校内体制の整備を図っている。

教育委員会としては、平成18年6月の学校教育法の一部改正に伴い、新たにLD、ADHDなどの発達障害の児童も通級指導の対象と定められたことなどから、今後、通級指導教室のニーズが高まることが想定されるため、小学校情緒障害通級指導教室を各区に1校設置する方向で検討をしている。また、中学校への通級指導教室については、ニーズに対する実態調査を実施した上で、設置に向けた検討を行いたいとの見解が示され、質疑に入りました。

委員会では委員から、特別支援教育のあり方について質疑があり、理事者から、特別支援教育のあり方として、保育園や幼稚園、小学校、中学校、高等学校等、一貫した相談支援の体制整備を図り、支援していくことが望ましいと考えており、本年度より個別の教育支援計画という形で試行を開始している。まずは、初就学、小学校6年、中学校3年時に個別の教育支援計画を作成し、就学前機関との連携のため、保育園長会や私立幼稚園協会、さらに医療機関などの関係機関にも理解を求めていきたいとの答弁がありました。

次に委員から、LD、ADHDなどの発達障害の児童生徒の状況把握について質疑があり、理事者から、発達障害の児童生徒の把握については、各小学校、中学校に、校長や担任教諭のほか、専門のコーディネーターによる特別支援教育に関する校内委員会を設置し、児童生徒の実態把握に努めている。また国では、平成19年度に高等学校における軽度発達障害の状況について、全国で10校程度の研究推進校を指定し、研究を進めていくと伺っており、本市としても、今後、高等学校の状況を把握した上で、支援体制について検討していきたいとの答弁がありました。

次に委員から、LD、ADHDなどの発達障害の児童生徒の相談体制について質疑があり、理事者から、小学校、中学校に設置している校内委員会のコーディネーターへの相談

のほか、総合教育センターに御相談いただいている。また、総合教育センターでは、指導主事6名、臨床心理の専門相談員6名の体制で相談を受けており、平成15年度の相談件数として、LDに関する相談が20件、ADHDと思われる相談が40件、高機能自閉症等の相談が19件あった。なお、相談件数は増加傾向にあるとの答弁がありました。

次に委員から、情緒障害通級指導教室の指導体制及び実態について質疑があり、理事者から、情緒障害通級指導教室の教員の人数は、神奈川県教育委員会の配置基準に基づき、児童19人以下で教員1名、29人以下で教員2名、39人以下で教員3名、40人以上は教員4名となっており、教員の配置は年度当初の児童数により配置されることから、年度途中に児童が増加した場合でもその後の教員の加配はない。また、現在の指導の実態として、児童個人の状況により対応は違うものの、情緒障害通級指導においては、対人面、社会性を伸ばすという観点から、隔週で2時間及び1時間のグループ指導が行われることが多いとの答弁がありました。

次に委員から、情緒障害通級指導教室の職員の加配に対する考え方について質疑があり、理事者から、現在の情緒障害通級指導教室の職員の実態からすると、グループ当たりの指導人数等に苦慮している状況はあるが、今後、各区に情緒障害通級指導教室を設置していくことで解決していきたいとの答弁がありました。

これに対して委員から、本市はさまざまな形で教員の加配を実施している事例があり、情緒障害通級指導教室にも市独自の職員の加配をすべきであるとの意見がありました。

次に委員から、各区への情緒障害通級指導教室の設置に向けた具体的な計画について質疑があり、理事者から、平成19年度に新たに情緒障害通級指導教室を1校開設するほか、御幸小学校の大規模改修に合わせ設置に向けた検討を行っている。また、学校でのスペースの問題はあるが、言語・情緒障害の両方をあわせ持っている児童生徒もいることなどから、設置の際には言語及び情緒障害通級指導教室の併設が望ましいが、学校の空き教室の状況等も勘案して検討していきたいとの答弁がありました。

次に委員から、全国の通級指導教室の実態について質疑があり、理事者から、平成17年5月1日現在で通級指導を受けている児童生徒数が3万8,738人、そのうち言語障害通級指導を受けている児童生徒が小学校で2万9,683人、中学校で224人となっている。また、情緒障害通級指導を受けている児童生徒は、小学校が5,764人、中学校が1,072人となっている。なお、各政令指定都市の中学校における通級指導教室の設置の状況として、平成18年7月現在で、横浜市1校、神戸市2校、北九州市1校、福岡市2校となっているとの答弁がありました。

次に委員から、中学校への情緒障害通級指導教室設置に対する考え方について質疑があり、理事者から、中学校への情緒障害通級指導教室の設置の必要性は認識しており、中学校におけるニーズの実態把握調査の結果を踏まえ、検討していきたいとの答弁がありました。

そこで委員から、実態調査の具体的なスケジュールについて質疑があり、理事者から、実態調査のスケジュールとして、本年2月には調査の案文を作成し、早期に実施したい。また調査結果のほか、現在、小学校で情緒障害通級指導教室に通級している児童の保護者の意見も集約していくとの答弁がありました。

取り扱いについて協議したところ、委員から、教育委員会として、今後、請願の趣旨に

沿い、情緒障害通級指導教室の拡充等に努めるとのことであり、本請願は趣旨採択すべきとの意見がありました。

また委員から、請願の趣旨を踏まえ、新年度の早期に取り組みを行うことが明らかであり、本請願は趣旨採択すべきとの意見がありました。委員会では、審査の結果、本請願は全会一致をもってその趣旨を採択すべきものと決しました。

以上で、総務委員会の報告を終わります。(拍手)